【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年７月６日
【会社名】	ＯＵＧホールディングス株式会社
【英訳名】	OUG Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　勝田　昇
【本店の所在の場所】	大阪市福島区野田二丁目13番５号
【電話番号】	06（4804）3033
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営基盤グループ　中江　一夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区野田二丁目13番５号
【電話番号】	06（4804）3033
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営基盤グループ　中江　一夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成29年６月29日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円　　配当総額　333,190,626円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

第２号議案　株式併合の件

① 株式併合を行う理由

全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を１株に併合）を行うものであります。

② 併合の割合

当社普通株式について、10株を１株に併合するものであります。

また、株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

③ 株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

④ 効力発生日における発行可能株式総数

20,915,900株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

第３号議案　定款一部変更の件

① 当社取締役の構成に応じた取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）に定める取締役会の招集権者および議長を取締役会長から取締役会長または取締役社長に変更するものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との責任限定契約の締結を可能とするため、現行定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、現行定款第28条第２項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

第４号議案　取締役６名選任の件

谷川正俊、勝田昇、増田安利、橋爪康至、梅島信也および三浦正晴を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	41,342	65	2	（注）１	可決　95.32
第２号議案	41,345	62	2	（注）２	可決　95.32
第３号議案	41,355	52	2	（注）２	可決　95.35
第４号議案					
谷川　正俊	38,265	3,142	2		可決　88.22
勝田　昇	40,220	1,187	2		可決　92.73
増田　安利	40,799	608	2	（注）３	可決　94.06
橋爪　康至	40,796	611	2		可決　94.06
梅島　信也	40,793	614	2		可決　94.05
三浦　正晴	40,725	682	2		可決　93.89

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上